

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

(住民税に租税条約が適用される場合の限度税率)

第四条 法第四条第八項に規定する政令で定める税率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める率とする。

- 一 四 省 略
- 五 限度税率が百分の八である場合 百分の六・八
- 六 九 省 略

附則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

改正前

(住民税に租税条約が適用される場合の限度税率)

第四条 同上

- 一 四 同上
- 五 八 同上